

宮城県告示第五百五十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の規定による収用の手続開始の申立て（※1）があつたので、同法第三十四条の三の規定により、次のとおり告示する。

令和元年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 収用の手続が開始される土地等（※2）

1 起業者の名称 宮城県

2 事業の種類 一般国道三百九十八号改築工事（雄勝道路・石巻市雄勝町雄勝字唐桑地内から同市雄勝町雄勝字寺地内まで）

3 収用の手続が開始される土地 石巻市雄勝町雄勝字呉壺及び字船戸神明地内（※3）

二 起業者が収用の手続を開始しようとする土地を表示する図面の縦覧場所（※4）

石巻市役所（道路第1課）

宮城県公報第二十九号（令和元年八月十三日）

○宮城県公報第九号（令和元年六月四日付け）中

※1 正) 収用及び使用の手続開始の申立て

誤) 収用の手続開始の申立て

※2 正) 一 収用及び使用の手続が開始される土地等

誤) 一 収用の手続が開始される土地等

※3 正) 3 手続きが開始される土地

(一) 収用の手続が開始される土地 石巻市雄勝町雄勝字呉壺及び字船戸神明地内

(二) 使用の手続が開始される土地 石巻市雄勝町雄勝字呉壺及び字船戸神明地内

誤) 3 収用の手続が開始される土地 石巻市雄勝町雄勝字呉壺及び字船戸神明地内

※4 正) 二 起業者が収用及び使用の手続を開始しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

誤) 二 起業者が収用の手続を開始しようとする土地を表示する図面の縦覧場所